

# 登 録 規 程

公益社団法人 日本ホッケー協会

## ＜登録の義務＞

- 1、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）に所属するチーム及び構成員（部長、監督、コーチ、選手、フィジオ等）は、次の種別にそれぞれ登録しなければならない。未登録チーム及び構成員は、JHA主催の公式試合及びそれに準じる大会（国民体育大会ブロック大会等）に出場することはできない。

## ＜登録の種別＞

- 2、登録の種別は次のとおりとする。

- |          |                |                   |
|----------|----------------|-------------------|
| (1) 一般男子 | (6) 高校女子       | (11) マスターズ男子      |
| (2) 一般女子 | (7) 中学男子       | (12) マスターズ女子      |
| (3) 大学男子 | (8) 中学女子       | (13) 個人登録         |
| (4) 大学女子 | (9) スポーツ少年団男子  | (14) 個人登録（中学・高校生） |
| (5) 高校男子 | (10) スポーツ少年団女子 |                   |

## ＜登録の手続＞

- 3、本年度の登録（以下「年度登録」という）は所属都道府県ホッケー協会を経てJHAへ、5月21日までに完了しなければならない。年度登録は、別に定める登録申込書の電子登録と登録料の納入によって完了する。

## ＜追加登録・登録変更＞

- 4、追加登録・登録変更は次のとおりとする。
  - (1) 期日以降新しく結成されたチームは、都道府県協会がその事実を審査のうえ、証明書を添えて、JHAへ登録することができる。
  - (2) 登録構成員に追加あるいは変更のある場合は、所定の書式に従い遅延なくJHAに届け出ること。
  - (3) 競技者の移籍については、別に定めるところによる。

## ＜外国人競技者＞

### 5、外国人の取り扱いについて

JHAの登録規程に基づく外国人競技者（以下「外国人」という。）の登録手続は、次の通り行うものとする。

(1) 外国人とは、日本国以外の国籍を有するものをいう。

ただし、日本の学校教育法に基づく中学校または高等学校を終了した者を除く。

(2) 外国人は登録に際し、次の書類を所属都道府県ホッケー協会を経てJHAへ提出して、その審査を受けなければならない。前年度からチームが変わった時は、改めて提出すること。

A：一般・マスターズ・個人登録の場合

① 国籍保有国（以下「母国」という。）協会の競技許可書

② 所属先の記された書類と就労ビザの写し

③ 住する市町村が発行する外国人登録の写し

B：大学・高校・中学・スポ少・個人登録（中・高）の場合

① 登録学校の在学証明書

② 留学ビザの写し

(3) 外国人は、母国代表チーム以外の単独チームと二重登録する事はできない。

(4) 年度登録の外国人数は、無制限とする。

(5) 外国人競技者の大会参加に係る大会実施要項の取扱い

外国人競技者(以下「外国人」という)の大会参加については、次のとおり取り扱うものとし、大会実施要項に明記する。

①大会エントリーの外国人数は無制限とし、スターティングリストは2名以内とする。

②試合中フィールド内で常時プレーできる外国人は、2名以内とする。

(6) 全国高等学校選抜大会及び全国高等学校総合体育大会については、全国高等学校体育連盟の規定により、外国人留学生の参加については、エントリー数（15名）に対して3名以内とする。ただし、試合に出場できるのは2名以内とする。

## ＜登録の制限＞

6、年度登録に関しては、チーム所属競技者の人数、および居住の制限はない。また、選手は複数のチームに登録することはできない。

## ＜年度登録料＞

7、年度登録料は、チーム登録料、役員・選手個人登録料からなる。

尚、役員・選手個人登録料の登録料を何れかの種別で納入した場合、他の種別での登録の際には納入する必要はない。その場合は、納入不要のチームより納入不要者リストの提出が必要である。提出がない場合は納入しなければならない。

種別	チーム登録料	役員・選手個人登録料	
一般男子・一般女子	45,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手1,400円
大学男子・大学女子	35,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手1,300円
高校男子・高校女子	30,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手200円
中学男子・中学女子	6,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手なし
スポーツ少年団男子・スポーツ少年団女子	1,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手なし
マスターズ男子・マスターズ女子	なし	(1人当たり)	役員1,400円 選手1,400円
個人登録	なし	(1人当たり)	役員1,400円 選手3,000円
個人登録(中学・高校生)	なし	(1人当たり)	役員1,400円 選手1,000円

\*個人登録とは、チームに登録せず国体予選等に出場するための登録をいう。

### < 審 査 >

8、登録に関する審査はこの規程にもとづいて都道府県協会が行い、JHAの承認を得るものとする。

### < チーム移籍 >

9、チーム移籍について

(1) 一般種別(日本リーグ加盟チームを除く)の移籍について

①年度内に競技者の移籍があったときは、新所属チームは旧所属チームの同意書を添付して、JHAに届け出る事。ただし、上部大会につながる大会(予選会を含む)以降の移籍は認めない。

※全日本社会人選手権大会のブロック予選に出場したものは、全日本社会人選手権大会に別のチームでの出場は認めない。

※全日本社会人選手権大会に出場したものは、全日本選手権大会に別のチームでの出場は認めない。

(2) 日本リーグ加盟チームの移籍について

①移籍とは、JHAに登録している選手及び過去1年以内に登録していた選手が新たに別の加盟チームに所属を変更することをいう。

②移籍を希望する場合は、獲得希望選手所属チームの年度最終大会終了後から移籍交渉期間とする。

③移籍交渉期間後、次年度に別のチームで登録を申請する場合、移籍前・後の両チームの部長（または代表者）と本人（未成年者の場合は保護者も含む）の三者による同意書が必要である。同意書をJHAが認めた場合のみ、移籍を認める。

④③において同意の無い場合は、新たに別のチームで登録を申請する場合、前のチームを退部または退社の日から1年を経過していないと選手として各大会に出場はできない。

(3) その他

①移籍に関する疑義については、JHAが決定する。

## <ユニフォーム>

### 10、ユニフォームについて

#### 【フィールドプレイヤー】

異なる色柄の2種類のユニフォーム（シャツ・パンツ・スコート・ストッキング）を大会エントリー時に、各大会参加申込書に記入すること。（JHAへの年度登録時のユニフォーム登録は行わない）

(1) シャツ

①襟、長袖、半袖の規定はない。

②背中に縦横16cm以上30cm以下の大きさの番号をつける。

③背中にネームを入れる場合は、1文字縦横6cm以上10cm以下の大きさの文字とする。

(2) パンツ(男子)

前面下方に縦横7cm以上9cm以下の大きさで、背番号と同じ番号をつける。

（パンツの番号の色はパンツの色と対照色とし、背番号と同色でなくてもよい）

(3) スコート(女子)

①スコートの丈の制限はない。

②前面下方に縦横7cm以上9cm以下の大きさで、背番号と同じ番号をつける。

（スコートの番号の色はスコートの色と対象色とし、背番号と同色でなくてもよい）

(4) ストッキング

色についての規制はない。但しチームで同じものを着用。

(5) シューズ

色についての規制はない。但しピッチ状況において、大会運営規程にて規制あり。

(6) アンダーウェア

アンダーウェアを着用する場合はユニフォームと同色とする。

(7) 1種類のユニフォームは必ず無地のものとする。

ただし、襟、袖、パンツ(女子はスカート)、ストッキングに線の入る程度は差し支えない。

(8) 予備のユニフォーム(番号なし)をそれぞれ2着用意する。

**【ゴールキーパー】**

(1) シャツ

①フィールドプレイヤーの2色のシャツと異なった色に登録しなければならない。

襟、長袖、半袖の規定はない。

②背中に縦横16cm以上30cm以下の大きさの番号をつける。

③胸番号は縦横7cm以上20cm以下の大きさにシャツの中央につける。

(2) パンツ

パンツ、ストッキング、アンダーパンツの取り決めはない。

[備考] 1、JHA主催国内競技会に参加する選手は、日本ホッケー協会が特定の企業を当該競技会協賛企業として認定した場合、その試合時に着用するユニフォーム(シャツ、パンツ又はスカート、ストッキング)に協賛企業の広告を付けなければならない。また、ユニフォームに付ける協賛企業広告は、JHAが無償で各選手に提供する。

2、チームがユニフォームに商業広告をつける場合は、そのユニフォームを使用する1ヶ月前迄にJHAの許可を得なければならない。なお、1か所に限る必要はなく、企業名や商品名でもよいが、酒およびたばこの広告については、これを禁止する。

<商業広告をつける場合はJHA特別協賛金1口(12,000円)以上を納金しなければならない>

**<その他>**

11、この規程に定めのないものについては、その都度JHAが決定する。

**<付 則>**

12、この規程は、平成27年4月1日より施行する。